

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和4年7月
総務省

1 改正の趣旨

令和4年3月に判明した自動車製造メーカーによる燃費不正等に関して、地方団体において当該メーカーへの自動車税に係る納税不足額の追徴事務を速やかに行うことができるようにする必要がある。本改正により、自動車製造メーカーの不正行為により納税不足額が生じる自動車及び軽自動車について、自動車登録ファイル及び軽自動車検査ファイルに再評価後の正しい燃費評価が反映された時点において、当該燃費評価に基づき地方団体が追徴を行うことができることとする規定等を定める。

2 改正内容

①燃費不正における追徴規定に係る改正

自動車及び軽自動車に対する環境性能割及び種別割グリーン化特例（軽課）の適用要件の1つである、「当該自動車等が一定以上の燃費評価を有することが当該自動車等の自動車検査証において明らかにされていること」について、自動車製造メーカーによる不正行為により、その燃費評価が不正に取得されたものである場合で、当該自動車等に係る燃費の再評価が行われたときは、当該再評価後の燃費評価が自動車登録ファイル等に反映されれば、自動車検査証の記載等の更新を待たずとも、再評価後の正しい燃費評価に基づき環境性能割等に係る追徴の規定を適用することができることとする。

②道路運送車両法施行規則の改正に伴う改正

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第45号）によって道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第14号の2が同項第13号に号ズレすることに伴い、同号を引用する地方税法施行規則（昭和29年総理府例第23号）附則第4条の11第13項の規定についても、必要な規定の整理を行うこととする。

3 スケジュール

公布：令和4年7月7日

施行：①令和4年7月7日

②令和5年1月1日（上記道路運送車両法施行規則の改正の施行日）